

天城町農業委員会 4 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 4 月 15 日 (金) 13 時 30 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 19 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原上区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	奥 好生
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員

5 事務局 3 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	芝 健次	2	係長	城 光寿
3	主事	中島 大地			

6 参加者 0 名

番号	所 属	氏 名
1		

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請について
- ・議案第 3 号 非農地証明願いについて

(3) 報告事項等

(次第書) 令和4年4月15日(金) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。議案第1号のうち、申請番号2番と3番、6番と7番は一括審議とします。

定刻となりましたので、定例総会を始めたいと思います。
仲会長、よろしくお願いします。

仲会長のあいさつ

(仲会長) (あいさつ後着席して定例総会に入る。)

ただいまの出席委員は(19 人)であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和4年4月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、吉川委員、貞山委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号1番から8番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

ここで、議長職を中島会長代理と交代します。

(議長交代)

中島会長代理 それでは、申請番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。

仲委員お願いします。

仲委員

申請番号1番について説明いたします。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料1ページコーラル石産の向かいになります。実際には1haほどありますがその一部とのことです。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号1番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号1番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで、議長職を仲会長と交代します。

(議長交代)

(仲会長) 次に、申請番号2番と3番を一括審議とします。
それでは、担当委員の調査報告を求めます。
里村委員、お願いします。

里村委員 2番3番の説明をいたします。譲渡人の二人は夫婦になります。
譲受人とは縁故関係になります。南西糖業さんに就職が決まり
この際農業をしようとのことで畑を借りるとのことです。
場所は参考資料の2～4ページをご覧ください。それぞれ瀧と
長田の場所になります。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。
(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号2番と3番を一括採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号2番と3番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員、お願いします。

中島委員 4番ついて説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。場所は参考資料5ページ松西の海側になります。昨年3月に親子で賃借をしておりますが今回贈与することによって申請が上がっております。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号4番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号4番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次の審議前に若山委員の退出を求めます。

(若山委員退出)

次に、申請番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。

岩元委員、お願いします。

岩元委員 申請番号5番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料は6、7ページ内府は三京分校を過ぎて右になります。問題ないかと思えます。前田は競り市場を亀津方向に向かって200mほど向かった右手になります。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号5番について、採決します

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号5番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

若山委員の入場を認めます。(若山委員入場)

次に、申請番号6番と7番を一括審議とします。

それでは、担当委員の調査報告を求めます。

麓委員、お願いします。

麓委員 申請番号6番と7番について説明します。参考資料8ページと9ページをご覧ください。松原S整備さんの山手になります。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号6番と7番を一括採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号6番と7番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

それでは、申請番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。

若山委員、お願いします。

若山委員 申請番号8番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料10ページ西阿木名小中学校を過ぎて右手になります。周辺も譲受人が小作しており何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号8番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号8番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題とします。

事務局に申請番号9番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、申請番号9番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員、麓委員、お願いします。。

中島委員 申請番号9番の説明をいたします。申請番号6と7の場所になりますが、S整備から山手の場所になります。譲受人と譲渡人は親子になります。息子さんが家を建設したいとのことで申請が来ております。境界や隣地の同意も得ており何ら

問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

(仲会長) これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号9番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

日程第5 賛成多数。

よって、申請番号9番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

(事務局)

次に議案第3号 非農地証明願い申請についてを議題とします。

事務局に申請番号10番の説明を求めます。

(事務局の説明)

中島会長代理　　ここで議長職を、中島会長代理と交代します。
（議長交代）

それでは、申請番号10番に対する担当委員の調査報告を
求めます。

仲委員、若山委員、田原委員お願いします。

仲委員　申請番号10番について説明します。場所は西阿木名で現在
縄文土器が発見されている場所の海側になります。元は田ん
ぼの場所になります。現在木々が生えており中に入るのも困
難な状況です。皆様のご審議をお願いします。

中島会長代理　　これから、本案に対する質疑に入ります。
（「質疑なし。」と呼ぶ者あり）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号10番について、採決します。
お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

(仲会長) よって、申請番号10番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長を、仲会長と交代します。

(議長交代)

諸報告を行います。お手元に配布してありますのでお目通し願います。

次に、報告第1号 農地法第4条の農地転用許可による工事完了届を1件受理してあります。

次に、報告第2号 3月定例総会で許可意見として、県常設審議会へ諮問してありました農地法第4条2件、第5条3件は許可されました。

担当委員は最終確認と完了届の提出まで、ご指導願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

(協議会)

協議事項、意見等ございませんか。

事務局から連絡等ありませんか。

(事務局の連絡等)

それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

(事務局の連絡事項等の説明)

最適化活動の目標設定について説明来月までに決定し公表することを確認。

事務局からは以上です。

次回の定例総会は、5月16日、月曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和4年4月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 15 分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 吉川 貴也 印

署名委員 貞山 博一 印